

令和 8 年 8 月千葉豪雨および令和 8 年台風第 2 5 号により被災した被保険者に係る 保険料および利用者負担の減免措置の実施について

千葉市では、令和 8 年 8 月千葉豪雨および令和 8 年台風第 2 5 号により被災した方を対象に、本人からの申請を要しないプッシュ型による介護保険料の減免を実施しますので、お知らせします。

また、介護保険サービス利用料に係る利用者負担の減免を実施し、対象となり得る方に対して、申請案内を送付しますので、併せてお知らせします。

1 趣旨

令和 8 年 8 月千葉豪雨および台風第 2 5 号により被災し、住宅が半壊以上の被害を受けた方に対し、プッシュ型支援として、市が保有する罹災証明書の申請者データから対象者を抽出し、65 歳以上の方の介護保険料の減免を行います。

また、介護保険サービス利用料に係る利用者負担の減免を実施し、同様に対象者を抽出し、対象となり得る方に申請案内を送付します。

2 減免措置の概要

(1) 保険料の減免

罹災証明書の申請者データから減免対象者を特定できることから、罹災証明を取得した方のうち減免対象者を抽出し、本人からの申請を待たずにプッシュ型で保険料の減免を行います。

ア 減免対象者

災害により、「介護保険の被保険者本人」または「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅等が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の被害を受けた方

イ 減免内容

保険料額を 2 分の 1 に減免

ウ 減免期間

災害発生月から 1 2 カ月

(2) 利用者負担の減免

保険料減免の通知に併せて対象となり得る方へ案内を行い、申請に基づき利用者負担の減免を行います。なお、サービスの利用状況等に応じて減免の開始時期を選択できるよう、減免の開始時期については、災害発生月に遡^{そぎゆう}及することを認める運用とします。

ア 減免対象者

災害により、「介護保険の被保険者本人」または「被保険者の世帯の生計をおもに維持する方」が所有する住宅等が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の被害を受けた方

イ 減免内容

介護サービスを利用した際の利用者負担を３％に減免

ウ 減免期間

災害発生月（または申請のあった日の属する月）から１２カ月

エ 申請受付窓口

各区高齢障害支援課介護保険室

３ 市ホームページ

【URL】 https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/genmen_r8-8chibagouu.html



＜参考＞減免対象見込者数

（１）介護保険料の減免

対象者 約１，０００人

（２）利用者負担の減免

対象者 約１３０人

※令和８年９月２８日時点の罹災証明発行済数を基にした人数です。

※今後の申請・調査により、増加する可能性があります